



令和5年常総地方広域市町村圏事務組合告示第6号

次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び常総地方広域市町村圏事務組合財務規則（昭和52年規則第11号）第94条第1項の規定により公告する。

令和5年4月21日

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久



記

1. 入札対象工事

- (1) 工事名称 令和5年度消防本部・水海道消防署庁舎改修工事
(2) 工事場所 茨城県常総市水海道山田町808番地
(3) 工事概要 建築工事

消防本部・水海道消防署が通常業務中の工事

1) 内装改修工事

【1階】

- ・男子便所、浴室、脱衣室、洗面所を間取り変更
- ・男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレを乾式工法にて改修
- ・ルームキートス室、書庫以外、各室の床、巾木、壁、天井改修
- ・一部アスベスト含有材の床、巾木、壁、天井材を撤去新設
- ・自販機コーナーを薬剤庫に、タイプ室を打合せ室に変更
- ・厨房機器改修
- ・防火衣ロッカー改修
- ・玄関ホール内にスロープ設置
- ・車庫内のオーバースライダー消耗品交換、鉄骨部塗装塗替え

【2階】

- ・男子便所、女子便所、指揮隊更衣室を間仕切り変更
- ・男子トイレ、女子トイレを乾式工法にて改修
- ・書庫以外、各室の床、巾木、壁、天井改修
- ・指令操作室内に通信、指令隊更衣室を配置改修
- ・既存通信仮眠室を和室からベッド式と食事スペースに改修
- ・湯沸室の流し台、ガス台、レンジフード改修

【共通】

- ・内外部 鋼製建具塗替え、クリーニング改修
- ・内外部 金属アルミサッシクリーニング改修
- ・内部 木製建具塗替え、クリーニング改修
- ・車庫 防火シャッター開閉装置更新、危害防止装置新設

2) 外壁、屋根改修工事

- ・既存塗材下地調整の上塗替え
- ・外壁ひび割れ、浮き補修、増築壁面部解体工事に伴う外壁既存塗材をアスベスト含有材として撤去処分、下地調整の上塗替え
- ・車庫屋根、折半屋根塗装塗替え

3) 防水改修工事

- ・PH階、屋根、2階屋根、ホースリフト屋根、玄関ポーチ屋根
- ・外部階段、ベランダ部
- ・外壁面、打継目地、縦目地、金属建具廻りシール打替え

4) 庁舎増築工事

- ・鉄骨2階建て、既存庁舎にEXP-Jにて接続増築工事
1階 シャワー室、洗面室、洗濯室を新設
2階 指揮隊仮眠室、シャワー室、洗面室新設

5) その他、外構工事

- ・既存ホースリフト更新改修工事
- ・工事期間中 仮設水洗トイレ増築設置工事
- ・外構一部 アスファルト舗装撤去設置工事
- ・カーポート設置工事
- ・車いす専用駐車場設置工事
- ・外部スロープ設置工事
- ・油庫廻り区画基礎躯体解体撤去工事

電気設備工事

- ・照明器具LED化改修工事
- ・自動火災報知器設備更新工事
- ・空調設備改修工事
- ・庁舎増築に伴う電気工事一式
- ・仮設水洗トイレ増築設置に伴う電気設備工事

機械設備工事

- ・既存冷温水機及びファンコイル等の空調設備を撤去し、個別空調設備改修工事
- ・衛生器具設備改修工事
- ・給水、給湯、ガス設備更新工事
- ・庁舎増築に伴う給排水衛生設備、換気設備の機械設備工事一式
- ・既存オイルタンク、膨張タンク、設備配管共解体撤去

・仮設水洗トイレ増築設置に伴う給排水設備工事

(4) 工 期 契約日の翌日から令和6年7月31日まで

2. 入札参加形態

単体業者 ・ 特定建設工事共同企業体（JV） ・ 混合（単体又はJV）

3. 入札参加資格要件

競争入札の参加者は、次の各号に掲げる入札参加資格要件をすべて備えている者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）に基づく本店又は主たる営業所が、常総地方広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）構成市（常総市・取手市・守谷市・つくばみらい市）内に所在すること。
- (2) 建設業法第3条第1項の規定に基づき、建築一式工事に係る特定建設業の許可を有する者であること。
- (3) 令和5・6年度において、常総地方広域市町村圏事務組合競争入札参加有資格者名簿（建設工事）に登録されている者で、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、建築一式工事の総合評定値（P）が700点以上の者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく組合の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (5) 常総地方広域市町村圏事務組合建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年訓令第2号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止措置及び組合構成市において指名停止措置をこの公告の日から入札の日までの間受けていない者であること。
- (6) 対象工事において、建設業法第19条の2第1項に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者（所属建設業者との間に3月以上の直接的かつ恒常的雇用関係がある者に限る。）を契約期間中適正に配置できること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

4. 入札参加申請等

(1) 当該工事に係る入札に参加を希望する者は、次により常総地方広域市町村圏事務組合一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を提出し入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、指定する期日までに申請書を提出しない者は当該工事に係る入札に参加することができない。

① 提出書類

ア 申請書（様式第1号）

イ 雇用保険又は社会保険等の写し

ウ 現場代理人、主任（監理）技術者の経歴書及び技術者証の写し（任意様式）

エ 最新の経営事項審査結果通知書の写し

オ 建設業法に基づく許可の写し

カ 誓約書

(2) 申請書提出日時及び場所

- ① 受付日時 令和5年4月25日(火)から令和5年5月10日(水)17時まで
(土曜日・日曜日・祝祭日を除く)
- ② 受付場所 茨城県守谷市野木崎2522番地
常総地方広域市町村圏事務組合 管理課管財係
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 受付場所に持参する。
- ⑤ 審査結果 入札参加資格の有無の結果については、審査後通知する。

(3) その他

- ① 申請に関する説明会は開催しない。
- ② 申請書等に関するヒアリングは行わない。
- ③ 申請書等の作成に係る費用は申請者の負担とする。
- ④ 提出された申請書等は、組合における入札参加資格の審査以外に無断で使用しないものとする。
- ⑤ 提出された申請書等は返却しない。

5. 設計図書等について

(1) 内容

工事に係る設計書、図面、特記仕様書 … 一式

(2) 貸与の日時及び場所

- ① 日時 令和5年4月25日(火)から令和5年5月10日(水)まで
(土曜日・日曜日・祝祭日を除く)
9時から17時まで(12時から13時を除く)
- ② 場所 茨城県守谷市野木崎2522番地
常総地方広域市町村圏事務組合 管理課管財係

(3) 返却の日時及び場所

令和5年5月10日(水)17時までに貸与の場所に返却すること。

6. 現場確認及び質問等

(1) 現場確認等について

工事場所の確認は、次の日時に行うものとし職員が立会うため、希望者は、事前に工事担当課へ連絡すること。

- ① 日時 令和5年5月19日(金)・22日(月)
9時から16時まで(12時から13時を除く)
- ② 場所 茨城県常総市水海道山田町808番地

(2) 質疑の受付及び回答

前記の現場確認時にも質疑に対する回答はするが、設計書等に対して質疑がある

場合は、別紙様式の質疑書をファックスで提出するか、質疑書に準じた様式を添付しメールで提出すること。訪問や電話による質疑は受け付けない。すべての質疑を取りまとめた回答を、ファックスで行う。

① 受付期限 令和5年5月23日(火)15時まで
期限以降に到達したものについては回答しない。

② 回答期日 令和5年5月24日(水)17時まで回答する。

(3) 工事担当課問合せ先

常総地方広域市町村圏事務組合 消防本部警防課

茨城県常総市水海道山田町808番地

電話 0297-23-0903

FAX 0297-22-3574

E-mail fd-keibou@joso-koiki.jp

7. 入札の日時及び場所

(1) 入札日時 令和5年5月26日(金)10時

(2) 開札日時 入札締切り後、直ちに開札する。

(3) 場 所 茨城県守谷市野木崎2522番地
常総地方広域市町村圏事務組合
管理課 2階 第一会議室

8. 予定価格

金262,000,000円(消費税及び地方消費税の額を除いた額)

9. 入札手続き等

(1) 入札書の提出方法

入札書(様式第57号)を7に定める日時、場所に直接持参する。

(2) 入札額

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を除いた金額(110分の100に相当する金額)を、算用数字を用いて記載すること。

(3) 工事費内訳書の提出

① 入札書の提出と同時に入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

② 工事費内訳書は、任意様式とし入札書に同封のうえ提出すること。

③ 工事費内訳書は、返却しないものとし引き換え・変更又は取消しは認めない。

(4) 最低制限価格

設定する。

(5) 入札保証金

免除する。

(6) 入札の回数

入札回数は、1回とする。

(7) 注意事項

入札者は、次の事項を守らなければならない。

- ① 入札者は、入札説明書・設計書等及び現場熟覧のうえ入札し、入札後に入札説明書・設計書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ② 一度提出した入札書は、いかなる理由があっても書き替え、引き換え、又は撤回することが出来ない。
- ③ 入札者は、入札会場に入場する前に、受付にて署名を行うため、入札執行の日時に遅れないよう余裕をもって参集すること。
- ④ 代理人が入札に参加する場合は、その権限を有するものからの委任状等の代理権のあることを証明できる書類を、入場前に受付にて提出しなければならない。
- ⑤ 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に抵触する行為を行っていないことを約束する誓約書の内容を厳守すること。
- ⑥ 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令、常総地方広域市町村圏事務組合財務規則（昭和52年規則第11号。以下「財務規則」という。）その他関係法令を遵守しなければならない。
- ⑦ 入札書の作成、提出に係る費用は入札者にて負担しなければならない。

10. 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格の申込みをした者（最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格の申込みをした者）を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、政令第167条の9の規定に基づき、くじで落札者を決定する。

11. 入札の無効

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格決定通知書を交付された者であっても交付後に指名停止の措置を受け、入札日において指名停止期間中である者がした入札は無効とする。
- (3) 前2項に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格がない者がした入札。
 - ② 同一人が同一事項に対して2通以上の入札書を提出した入札。
 - ③ 入札書の記載事項が不明確なもの又は入札書に記名がない入札。
 - ④ 入札金額を訂正した入札。
 - ⑤ 入札に関して不正な行為があつた入札。
 - ⑥ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。
 - ⑦ その他入札条件に違反した入札。

(4) 最低制限価格未満の入札は無効とする。

12. 入札の中止等

- (1) 入札参加者が結託又は入札の公正を害するような不穏な行動をなし、入札を公正に執行することができないと認められるときは、その者を入札に参加させず、入札の執行を延期又は中止できるものとする。
- (2) 入札前において、天災地変等その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、または取り止めることがある。

13. 入札参加資格の取消

入札結果の公表までに、入札参加者が下記に掲げる資格を欠くこととなった場合、入札参加資格は失われるものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を入札の日までの間受けていない者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

14. 契約手続き等

(1) 契約書

財務規則第110条の規定に基づき契約書を作成する。契約図書の作成に係る費用は受注者の負担とする。

本契約においては、次の事由により契約が解除となった場合の違約金の特約条項を設ける。

- ① 受注者が正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- ② 受注者の故意又は過失により組合に重大な損害を与えたとき。
- ③ 受注者に独占禁止法に抵触する行為があったとき。
- ④ 受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員と関係があると認められたとき。
- ⑤ その他、受注者が契約解除するに足りる行為を行ったとき。

(2) 契約保証金

財務規則第114条の規定により、契約金額の100分の10以上の額を契約締結しようとする日までに納付すること。（履行保証保険証券等の寄託も可）

完成検査合格後、担保の用に供することがなくなったことを確認し返還する。

(3) 請負代金の支払条件

① 前金払

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と前払金保証契約を締結した場合は、請負代金の支払い限度額の40%以内の額とする。

② 中間前金払

中間前金払の認定を受け、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と中間前払金保証契約を締結した場合は、請負代金の支払い限度額の20%以内の額とする。

③ 竣工払

残金金額を完成検査合格後、請負代金を所定の手続により請求し、請求日より30日以内に支払う。

15. 建設リサイクル法の対象建設工事

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

16. その他

(1) 受注者は、請負契約の締結後に（一財）日本建設情報総合センターのコリンズ（工事実績情報システム）に登録すること。

(2) 申請書等の作成並びに提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) この公告の内容に関する照会先

常総地方広域市町村圏事務組合 管理課管財係

電話番号 0297-48-2339